

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	雨水貯留タンク普及促進に係る助成金の交付
概要	雨どいから雨水を取り込んで貯留し、貯めた雨水は植木の水やりや打ち水などにも利用できる『雨水貯留タンク』を設置していただく方に、購入費用の一部を助成します。
根拠法令等 及び条項	大阪市雨水貯留タンク普及促進助成金交付要綱
審査基準	以下項目の全てに該当する場合に助成金を交付します。 （１） 80リットル以上の雨水貯留タンクで、製品として購入可能であること。 （２） 設置場所が本市域内であること。 （３） 雨水貯留タンクに雨水を貯留することにより雨水の流出を抑制し、貯留した雨水を散水等に利用することができること。 （４） 設置場所の所有者又は設置について所有者の同意を得た占有者の申請であること。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる法人の申請を除く。 （５） 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理できること。
標準処理期間	30日（ただし交付決定通知まで）※交付金の支払いは雨水タンク設置後となるため、上記期間とは異なります。
経由日数	—
提出先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
提出時期	随時
提出方法	雨水貯留タンク普及促進助成金交付申請書と添付書類を建設局下水道部施設管理課（許認可担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007420.html
備 考	